

平成29年 1月20日

教育学部長
理工学研究科長
農学生命科学部長
大学院医学研究科長 殿
大学院保健学研究科長
被ばく医療総合研究所長
アイソトープ総合実験室

弘前大学動物実験委員会
委員長 上野伸哉

弘前大学動物実験に関する教育訓練の実施について（通知）

標記のことについて、弘前大学動物実験に関する規程において、学長は、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、委員会の実施する教育訓練を受けさせなければならないと規定されています。

つきましては、下記のとおり教育訓練を臨時開催しますので、貴部局内の周知方よろしくお願ひします。

これまでの教育訓練の有効期限は5年間でしたが、今年度末をもってすべて無効となります。今後は、2年に一度受講となります。実験計画書を提出する前には、教育訓練を受講する必要があります。

平成29年4月以降の実験を予定されている方は、必ず受講されるようお願いいたします。

（※今回受講の方は、平成31年度に次の教育訓練を受講してください。）

また、準備の都合上、受講を希望される方は、1月26日（木）までに下記担当まで直接お申し込み願ひします。

記

- 1 日時 平成29年1月30日（月） 13:30～（90分程度）
- 2 会場 アイソトープ総合実験室 セミナー室
- 3 対象者
 - ・動物実験計画書に記載予定の動物実験責任者及び動物実験実施者
 - ・飼養保管施設設置承認申請書に記載予定の飼養者
 - ※学部学生が卒業論文のための研究として動物実験に関わる場合は、研究者と同等の扱いとなりますので、教育訓練の受講及び、計画書への記載が必要になります。
 - ※ケージ交換のみの場合でも、動物実験の一環となりますので、教育訓練の受講及び、計画書への記載が必要になります。
 - ※平成28年度中に本学に赴任予定で、動物実験を実施する予定の方についても、受講されますようお願いいたします。
- 4 講師 ①動物実験委員会 上野委員長
②組換えDNA実験安全委員会 赤田委員長（DVD）
③バイオセーフティ委員会 中根委員長（DVD）
- 5 講習内容等
 - ・関係法令等及び本学の定める規程、動物実験等の方法に関する基本的事項、実験動物の飼養保管に関する基本的事項、安全管理に関する事項、その他適切な動物実験等の実施に関する事項、カルタヘナ法および遺伝子組換え生物等の不適切な取扱事案等に関する事項、動物を使用したバイオハザードに関する事項
- 6 その他
 - ・大幅な遅刻、途中退席等は出席となりませんのでご注意下さい。
 - ・学部学生が学生実習として動物実験を実施する場合はDVD講習の受講が必要です。

担当：研究推進部研究推進課
内線3906（加藤）

E-mail: jm3906@hirosaki-u.ac.jp